

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令について

1 背景

第 201 回国会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 2 年法律第 41 号）が成立し、令和 2 年 6 月 10 日に公布された。これにより、都道府県公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間を 1 年より長い期間とすることが可能となった。

その施行に伴い、候補者名簿の記載内容の変更が必要であるため、関係する規定の整備として、公害紛争処理法施行規則（昭和 47 年総理府令第 47 号）の改正を行う。

2 改正内容

候補者名簿に記載すべき事項として新たに「委嘱期間の満了の日」を追加すること。

3 施行期日

令和 2 年 6 月 10 日（省令の公布の日）